

消 食 表 第 684 号
健 生 発 1115 第 1 号
令 和 5 年 11 月 15 日

各

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長

 殿

消 費 者 庁 次 長
厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針
(平成 15 年厚生労働省告示第 301 号) の改正について

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 52 号。以下「改正法」という。)が令和 5 年 6 月 14 日に公布され、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 55 条の許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)の事業譲渡による営業者の地位の承継の規定等が盛り込まれたこと及び「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 4 年 12 月 20 日閣議決定。以下「対応方針」という。)を踏まえ、令和 5 年 10 月 31 日に食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件(令和 5 年消費者庁・厚生労働省告示第 1 号)(以下「監視指導指針」という。)が告示され、改正法の施行日から適用することとされたところです。

本日、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和 5 年政令第 329 号)が公布され、改正法のうち、上記に係る部分の施行期日が令和 5 年 12 月 13 日とされました。

つきましては、監視指導指針の主な改正内容は下記のとおりですので、その運用に遺漏なきようお願い計りいただくようお願いします。

また、本内容について、関係者への周知方よろしくをお願いします。

記

第1 改正の概要

1 対応方針を踏まえ、都道府県等が食品衛生監視指導計画の策定を行う際は、食品衛生上の問題発生状況等の分析及び評価を原則毎年度行うこととしつつ、以下に関する事項については、都道府県等の判断により、必要に応じた頻度で見直すことが可能とされたこと。

- ・ 監視指導の実施体制に関する事項
- ・ 食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項、関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項及び食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

2 改正法の施行に伴い、都道府県等が食品衛生監視指導計画を策定し、及び監視指導の実施を行う際は、改正法により改正後の食品衛生法第 56 条第 1 項の規定により許可営業者の地位が承継されたとき又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 7 条第 1 項の規定により食鳥処理業者の地位が承継されたとき（それぞれ譲渡により当該地位を承継した場合に限る。）は、可能な限り速やかに施設に立ち入り、地位を承継した者による衛生管理が適切に実施されていること等を確認しなければならないこととされたこと。

3 その他所要の改正を行ったこと。

第2 適用期日

改正法の施行の日（令和 5 年 12 月 13 日）から適用する。

以上